

(様式第6-8号)

多面的機能發揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和4年2月16日

鴻樂市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

*事業の種類 1号事業：多面的機能支払交付金、2号事業：中山間地域等直接支払交付金、3号事業：環境保全型農業直接支払交付金、4号事業：その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業